

## 浪江町農業委員会総会議事録 ( 令和 6 年 12 月定例会 )

1 開催日時 令和 6 年 12 月 20 日 ( 金 ) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 05 分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員 ( 12 人 ) 欠席委員 ( 0 人 )

会長	4番	菅野 富美恵	( 出 )
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	( 出 )
委員	2番	松田 孝司	( 出 )
	3番	岡 高志	( 出 )
	5番	中野 弘寿	( 出 )
	6番	小澤 英之	( 出 )
	7番	高野 順	( 出 )
	8番	加藤 修	( 出 )
	9番	川島 優	( 出 )
	10番	柴野 正男	( 出 )
	11番	武藤 栄治	( 出 )
	12番	三瓶 徳久	( 出 )

4 出席農地利用最適化推進委員 ( 15 人 )

浪江地区担当	畠山 行男	大堀地区担当	半谷 祥一
幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	藤田 一宏
幾世橋地区担当	廣内 忍	苅野地区担当	吉田 あや子
幾世橋地区担当	安部 正之	苅野地区担当	松本 善郎
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	苅野地区担当	笠井 宏光
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	今野 勝彦
大堀地区担当	遠藤 定郎	津島地区担当	三瓶 稔信
大堀地区担当	山田 勝広		

### 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 ( 所有権移転 )	1 件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	1 件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 ( 所有権移転 )	1 件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 ( 貸借権設定 )	1 件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 ( 使用貸借権設定 )	1 件

### 6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	吉田 奈津子
事務局員	西谷地 勝成

議長 それでは、只今より 12 月定例会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は 12 名でございます。また、推進委員数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。  
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり、7 番高野委員および 9 番川島委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 1-1 ページ 1 番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

畠山推進委員 浪江地区の畠山です。  
12 月 13 日 14 日に聞き取りを行いました。譲渡人〇〇さんから、震災前は〇〇さんの父が耕作をしていましたが、震災後体調を壊して亡くなりました。農地が〇〇さんの名義になりましたが、農業をしたことが無く、栃木県に家を建てたので、この農地を手放したいとのことでした。譲受人〇〇さんは原町区に住んでおりまして、〇〇さんは勤めの傍ら、お母さんと妻の三人で農業を経営しています。主に、露地野菜を栽培出荷していて、もう少し農地が欲しいという考えでした。知人の紹介で〇〇さんを紹介してもらい、この農地の所有権移転の申請に至りました。〇〇さんは野菜の販売を目的としており、所有している農機具を使用して、来春から 3 名で営農をしたいという希望を持っています。また、高瀬地区の方々ともお付き合いをしたいとの事でした。以上聞き取りの報告を終わります。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑なし)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
議案第 1 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多數)  
議案第 1 号 1 番は原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 1 番 及び  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件  
賃借権設定 1 番 関連しておりますので一括審議としてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声)  
それでは一括審議といたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 1 番 及び

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件  
賃借権設定1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書2-1ページ1番、4-1ページ1番読み上げ)

本件は、株式会社〇〇〇が関わる営農型太陽光発電設備設置に係る申請です。先月の現地調査で、農地法の許可を得る前に今回の申請者である「〇〇」氏の名義で発電を開始していることが発覚しました。11月定例会までに顛末書の提出がありました。内容が不十分だとして継続審議となりました。申請の位置については、4-9ページをご覧ください。山麓線から〇〇〇に入る道路沿いにあり、農地の種類は、農用地区域内農地です。転用となる部分は、太陽光パネルを支える支柱と引込柱の箇所のみとなり、0.406m<sup>2</sup>となります。本年5月31日付で県より許可を受けていましたが、転用事業者が変更となるため、事業計画の変更申請がありました。そのため、改めて5条の賃借権設定の申請があつたものです。4-12ページに土地利用計画図がありますが、すでにパネル下でサカキ、敷地の南側ではシキミを植付け栽培しております。一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。本日配布しました【追加・差し替え資料②】をご覧ください。16日の現地調査で、発電を止め事業計画変更前の状態に戻すことを代表取締役が表明し、17日夕方ブレーカーを下げました。そのため、顛末書に「発電を止める」旨追記されています。また、別紙の添付が漏れていましたので追加でお配りしています。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、4-33ページから電力受給契約書、4-48ページから設備の保守に関する契約書、4-96ページが確約書、4-97ページから調整状況報告書となっています。本案件は、福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して進いたします。説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

半谷推進委員 大堀地区の半谷です。

継続審議なので先月も説明はしたんですが、簡単に話したいと思います。設定人〇〇さんには、〇〇〇さんから6月から7月頃に連絡はあったそうです。〇〇〇さんに対しては優遇措置が受けられないため撤退したい、承継者〇〇さんとは、繋がりはありませんという返答でした。〇〇さんは、太陽光発電に興味を持っていて、伝手を辿ったら〇〇〇さんに辿り着いたとのことです。承継者が変わっただけだから簡単に承認されるんだろうと私は思ってはいたんですが、継続審議なので、私も今回も立ち合いました。代表の方が今回は来て、委員さんといろいろ話をしたということを言っております。話し合いの結果、次の日委員長、事務局の立ち合いのもと電源を落としたということも聞いております。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

鈴木委員 1番鈴木です。

12月16日現地調査を実施いたしました。〇〇〇の方からは、〇〇社長と担当〇〇さんにおいでいただきました。今回、継続案件ということで、現地調査の目的

は二つ。一つは当初計画の通り竣工しているかの確認。もう一つは、前回問題になった通電が行われていたか、また、それはどうなったのかという二つの確認をいたしました。一つ目の事業計画の通り、ヒサカキ・シキミの植栽は完了しておりました。一部ヒサカキが根付いて無いのがあるので後で捕植するというのを確認しましたが、当初計画通り間違なく実施されていることを確認させていただきました。問題の通電ですが、○○にわたくしの方からは、通電のまま、いわゆる違反転用のまま次回の定例会に申請書を上げるのかというところを確認させていただきました。○○本人が、明日にでも止めるということでした。顛末書の書き方も不十分な部分もございましたので、固定資産税がどうのとか、通電先が27世帯あるから止められないとか、そういう理由は、それを人質に取って申請を上げるのはおかしいのではないかとその場で言ったら、納得していただいて、社長から顛末書を再提出することを確約していただきました。わたくしの方から再発防止策をもう一度丁寧に書いていただいて、今回の顛末書の形に収まったということです。翌日、事務局と○○○さんで電気を止めたという事実を、その翌日に電話で確認をしております。それから、止める期間ですが、当然県の許認可が落ちるまでと確約していますので、いろいろございましたが、もともとこれ、当初計画通り竣工し、事業計画者の変更だったのでこのまま承認いただければ私としても現地調査した甲斐があるなどというふうに思いますので、皆さんいい方向でご審議いただければと思いますので。以上です。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 所有权移転1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書3-1ページ1番 読み上げ)

申請地の位置は、3-10ページをご覧ください。

土地利用計画図は、3-13ページをご覧ください。今後も入園者の増加が見込まれることから、認定こども園の園舎の増築と園庭の拡大をする計画となっています。都市計画用途地域内ですので、農地の種類は、第3種農地となります。

農地法【第6版】26ページをご覧ください。下の方に第3種農地の表記があります。そこから出ている灰色の線をたどっていきますと、「原則許可」とあります。立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、町の予算書及び来年度当初予算計上の確約書を提出いただき事務局で問題ないことを確認しております。

本日配付しました【追加・差し替え資料③】をご覧ください。16日の現地調査で、

今回の申請地のひとつである〇〇〇番〇について、アスファルト舗装がされていましたことについて指摘があり、顛末書が追加で提出されています。また、こども園の用地として組み込まれることで、既存の用排水路が廃止となることから、新しく付け替えをする計画であり、追加で図面が提出されました。  
そのことから、排水等周辺農地への影響も特段ないと考えられます。  
本案件は、3,000 m<sup>2</sup>以下の非線引き都市計画用途地域内農地ですので、当委員会が許可権者となります。  
説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

廣内推進委員 幾世橋地区の廣内です。

譲受人浪江町に関しては、12月16日現地調査の際に担当者と話をしました。にじいろこども園の入園者数が増えており、今後も増加が見込まれているため、園舎の増築と園庭拡大のため隣接する農地を取得したいということです。譲渡人〇〇さんと〇〇さんには、15日に電話で連絡を取りまして、〇〇さんからは、町のためになるのであればお譲りしますということでした。〇〇さんの方も町から協力してほしいというので快く引き受けたということでした。以上審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

三瓶委員 12番三瓶です。

12月16日現地調査をいたしました。この申請地は南側と西側が町道に接しており、側溝が整備されておりますので、この敷地の排水に関しては問題がないと思われます。また、水路の付け替え図がありましたように周りの農地についても影響は無いものと思われます。なお、にじいろこども園の増築により定員が150名になるという話でした。許可に支障はないと現地を調査して思いました。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権 1番 についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議則第18条の規定により、〇番〇〇委員の退席を求めます。

暫時休議します。

(〇〇委員退席)

再開します。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 使用  
貸借権 1番 について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書5-1ページ1番読み上げ)

申請地の位置については、5-8ページをご覧ください。

農地の種類は、南側と東側に広がる 10ha 以上の一団の農地と接続していますので、第1種農地となります。

農地法【第6版】26ページをご覧ください。なかほどに第1種農地の表記があります。そこから出ている灰色の線をたどっていきますと、「原則不許可」とあります。

これに記載はありませんが、例外的に許可できる条件として、3年以内の一時転用事業があります。5-4ページをご覧ください。許可日から令和7年2月28日までの約2ヶ月間の事業のため、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

周辺の農地への影響ですが、用水路について適切な処理がなされる計画であり、問題ないと考えられます。また、日照等も周辺の農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

本案件は、3年以内の一時転用事業ですので、当委員会が許可権者となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

半谷推進委員 大堀地区担当の半谷です。

申請地は、○○さんの原野化・山林化した桑畑を農地化するために、そこに重機が入るために○○さんの田んぼを通らせて頂くための申請です。被設定人○○○の○○さんに18日に話を聞きました。○○さんの農地に設定人○○さんの農地が隣接するため協力することにしました。現地調査で○○○の代理人に話を聞きました。転用期間は、2ヶ月以内ですが、一応一ヶ月半以内に終わらせる見込みです。念のため2ヶ月という期間を取りましたが、2ヶ月以上経ちますとやはり、採算が合わなくなるという話は聞いております。地域周辺の農地に迷惑を掛けたくない、今回の農地パトロールの中でもその農地が指摘されていますので、これは適切な案件だと私は思います。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

三瓶委員 12番三瓶です。

12月16日現地を確認いたしました。作業用通路に使用するという事で鉄板を敷いて渡ることと、作業期間が2ヶ月という事でしたので支障は無いものと思いました。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 5 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

ここで○番○○委員の入室を認めます。

暫時休議します。

(○○委員入室)

再開いたします。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 6 年 12 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 05 分

議長

議事録署名人 (7 番)

議事録署名人 (9 番)